

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都市知事		平成28年7月22日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京丹後市峰山町杉谷889番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京丹後市長 三崎 政直					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9	8	2		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号			
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準年度に、平成28年度の温室効果ガス排出量を2.6%以上削減する。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とする京丹後市地球温暖化対策推進本部会議により、新たな削減計画の進捗管理を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	27,980.8 トン	27,723.7 トン	26,382.3 トン	トン	-3.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	30,576.3 トン	27,179.8 トン	25,512.5 トン	トン	-13.8 パーセント	
実績に対する自己評価		・特に夏季及び冬季の電力受給の逼迫に対応するためのデマンド管理の徹底や、年間を通じたその他節電、省エネ対策の継続実施。 ・公共施設への再生可能エネルギー設備の導入及び導入促進施策の実施。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業所（庁舎）	事業活動に伴う排出の量 (の床面積)	4.56 トン	4.02 トン	3.95 トン	トン	-12.61 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		・特に夏季及び冬季の電力受給の逼迫に対応するためのデマンド管理の徹底や、年間を通じたその他節電、省エネ対策の継続実施。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		27.0 パーセント	33.0 パーセント	43.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	デマンド監視システムの導入、空調設備の温度管理や機器の適正な運転管理の徹底、間引き消灯やクールビズ、ウォームビズなどの節電対策を継続実施。公共施設への再生可能エネルギー設備の導入。					
	(27)年度	年間を通じたデマンド管理や空調設備・OA機器等の適正管理の徹底。また、フロア照明の間引き消灯や不要照明の消灯、電気ポットの使用制限、ノー残業デーにおける定時退庁の奨励、会議閉鎖を午前中にするなどでの電力使用の平準化、クールビズやウォームビズなどの節電対策の継続実施。さらに公共施設への再生可能エネルギー設備の導入拡大を図った。					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤定期代の全額支給					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関の利用による温室効果ガス排出量の削減					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	362.6 トン	579.9 トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	543.9 トン	869.9 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・市再生可能エネルギー導入促進基本方針に基づく各種施策の実施（市民太陽光発電所の整備、木質バイオマスボイラーの導入、再生可能エネルギー導入促進支援補助金制度の運用、スマート充電ステーションの整備、バイオマス発電施設の運営、自立・分散型の地産地消エネルギー導入可能性調査の実施など） ・市職員出前講座を通じた環境学習機会の提供による地域内の人材育成や地域内における再生可能エネルギー設備の普及、啓発活動の実施。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度	トン	トン	
		トン	トン	トン	トン		
	原単位あたり、温室効果ガスの排出量算定に係る本市の対象施設には、消防・病院・ゴミ処理施設・上下水道施設のみならず、指定管理者制度による温泉施設や公園等の多様かつ多数の施設を含むことから、1施設あたりの職員数が多く、取組の指示が及びやすい6庁舎及び総合福祉センターの7施設の数値を指標とする。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。